

●漁船損保公示第12号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、引田加入区について、平成30年香川県告示第62号による保険に付すべき義務は、令和4年3月8日限り消滅したので、公示する。

令和4年3月8日

香川県知事 浜 田 恵 造